

医療情報標準化推進協議会 審査委員会細則

(目的)

第1条 本規程は医療情報標準化推進協議会（以下HELICS協議会）の標準化指針の審査を行う審査委員会（以下本委員会）の審査手順を定める。

(委員会の設置及び構成)

第2条 理事会において本委員会の設置が承認された場合、標準化委員会は本委員会の委員の構成を検討する。

- 2 本委員会は、標準化委員会が推薦する委員長 1 名と標準化委員会が指名する各会員団体から推挙される 6 名程度の委員から構成される。ただし、指針申請団体は審査委員を選出できない。
- 3 標準化委員会は、必要と認める場合はオブザーバーを推挙することができる。
- 4 標準化委員会は、HELICS指針を申請した団体に審査委員会で該当する標準規格について説明する説明員の選定を求める。

(委員会の開催)

第3条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

- 2 定足数は委員の 2 / 3 以上とする。
- 3 委員会では、当該HELICS指針を申請した団体から説明員の出席及び当該標準規格の説明を求める。
- 4 オブザーバーおよび個人会員に開催案内を出す。本委員会に出席し意見を述べることができる。

(議長および議決)

第4条 委員長が議長を兼ねるものとする。

- 2 各委員は、1 票の議決権を有する。
- 3 本委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決する。オブザーバーおよび個人会員は議決権を有しない。

(審査の方法)

第5条 本委員会は、HELICS指針として申請された標準規格を、指針として適格であるか否かについての審査を、「HELICS標準規格等提案に関する

る審査の際の主要チェック項目」に基づいて行う。

(パブリックコメントの実施)

第6条 本委員会は、審査の結果HELICS指針として適格であると議決した場合は、パブリックコメントにより意見を募る。

2 提出された意見に対して、指針提案団体へ意見に対する検討を依頼し回答を求める。指針提案団体からの回答を参考にさらに指針としての適格性の評価を行う。

3 HELICS指針としての適格性についての審査結果をまとめる。

(標準化委員会への審査結果の報告)

第7条 委員長はまとめられた審査結果を標準化委員会へ報告する。

(本規程の改廃)

第8条 本規程は、標準化委員会の決議により改廃できる。

附則

本細則は2009年7月13日より実施する。

附則

本細則は2016年12月26日より実施する。